

令和8年3月26日
総務省政策統括官(統計制度担当)

諮問第206号の概要

(経済構造実態調査の変更)

1 調査の概要（経済構造実態調査）（現行計画）

調査の目的

全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成する。

調査の概要

調査実施者

総務省統計局統計調査部経済統計課・経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

調査対象

【産業横断調査】 約27万企業

日本標準産業分類に掲げる産業に属する企業のうち、大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業

（ただし、個人経営の企業、公務等一部の産業に属する企業を除く。）

【製造業事業所調査】 約12万2千事業所

日本標準産業分類に掲げる「大分類E－製造業」に属する民営事業所のうち、大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、売上高総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所

（ただし、個人経営の事業所及び法人以外の団体の事業所を除く。）

調査事項

【産業横断調査】

経営組織、資本金等の額、企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び主な費用内訳の額、主な事業の内容 等

【製造業事業所調査】

経営組織、資本金額又は出資金額、従業員数、人件費及び人材派遣会社への支払額、製造品出荷額・在庫額 等

調査期間

毎年5月中旬～6月下旬
（経済センサス-活動調査実施年を除く。）

基準日

毎年6月1日現在
（経済センサス-活動調査実施年を除く。）

調査方法

郵送・オンライン調査
（総務省・経済産業省－調査実施事業者－報告者）

結果公表

一次公表：調査実施年翌年の3月末までに公表
三次公表：調査実施年翌年の10月末までに公表

二次公表：調査実施年翌年の7月末までに公表
四次公表：調査実施年翌々年の3月末までに公表

2 経済構造実態調査の主な利活用状況

加工統計作成の基礎資料

- ◆ 基幹統計である「国民経済計算(SNA)」及び「産業連関表」作成の基礎資料として活用

母集団情報の整備

- ◆ 企業・事業所を対象とする各種統計調査における調査対象の抽出作業等に用いられる「事業所母集団データベース」の更新情報として活用

その他の利活用状況

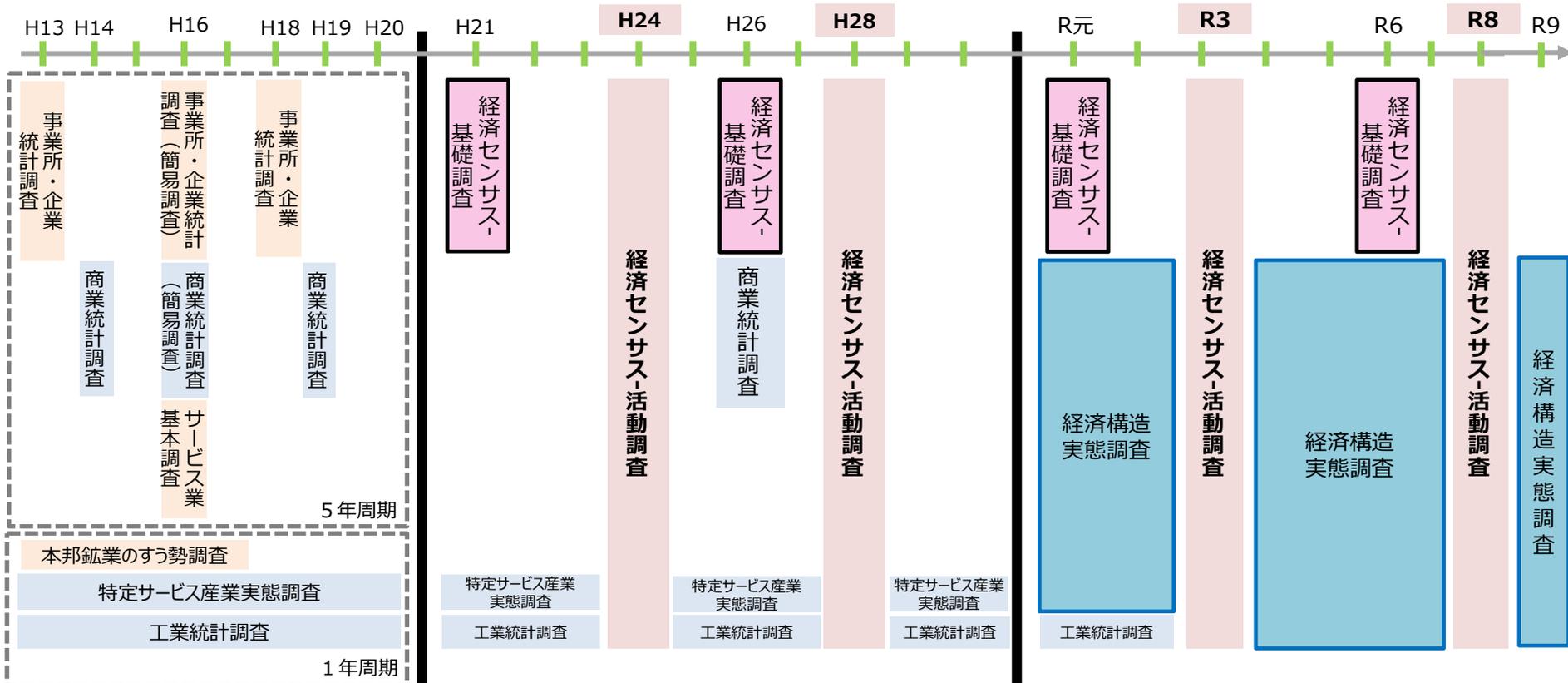
- ◆ 行政上の施策への利用（産業構造政策、地域産業政策、水資源対策、工場立地対策などの地方公共団体の利用や、中小企業白書、ものづくり白書等の資料など国の行政施策など）
- ◆ 民間企業等による利用（卸売・小売業の売上高及び商品販売額把握、関係業界の動向分析・需要予測などに利用）

(参考) 経済構造統計の体系的整備の進展

出典：R4.8.30統計委員会企画部会第2WG資料・総務省統計局及び経済産業省HP掲載資料（総務省政策統括官室にて一部加筆）

- 経済構造統計※を作成するための調査として、経済センサス（基礎調査及び活動調査）、経済構造実態調査を、順次創設・充実。令和4年以降、企業の売上高など基礎的な情報を、毎年、同一時点において産業横断的に把握可能に。

※ 全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計



経済センサスに統合された調査

経済センサス-活動調査実施年には実施しない形で統合された調査
さらにその後、経済構造実態調査に統合された調査

- 産業ごとに異なる年次・周期で大規模統計調査を実施
- それらの結果を統合しても、同一時点における我が国全体の経済構造が把握できない等の課題

経済センサスの創設

- 経済センサス-活動調査により5年ごとに産業横断的に経済構造を把握
- その中間年においては、産業横断的な経済構造の年次変化を捉える統計が不足

経済構造実態調査の創設

経済センサス-活動調査及びその中間年における統計調査を体系的に整備

(参考) 経済構造実態調査の調査票の構成

出典：R7.7.23第1回経済構造実態調査研究会資料2(総務省政策統括官室にて一部加筆)

産業横断調査

第1面 (付加価値等の構造の産業横断的把握)

⇒付加価値等の構造把握のための必要最小限の事項 (A) を企業単位で把握

- 1 企業の名称、電話番号及び法人番号
- 2 企業の所在地
- 3 経営組織及び資本金等の額
- 4 消費税の税込み・税抜き記入の別
- 5 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目
 - ・給与総額
 - ・租税公課
 - ・営業外費用における支払利息
- 6 企業全体の主な事業の内容
- 7 企業の事業活動、生産物の種類
- 8 企業の事業活動、生産物の種類別の売上(収入)金額
- 9 企業全体の年間商品販売額及び商品売上原価
- 10 企業全体の年初及び年末商品手持額※
※卸売業、小売業のみ

第1面
我が国全体の付加価値構造を中心とした経済構造を把握するための調査事項

産業横断調査 A (売上高上位80%企業) 約27万企業

産業横断調査 B (売上高上位50%企業) 約3万企業

第2面 (投入構造の推計精度の向上)

※第2面については産業分類A~Eの企業を除く

⇒上記(A)に加え、企業の事業区分別費用割合及び一事業区分別費用内訳 (B) を把握

- 12 事業区分別の費用の割合
- 13 一事業区分に係る費用の項目別内訳

<産業横断的事項>

- ・給与総額
- ・福利厚生費 (退職金を含む)
- ・賃借料 (土地・建物)
- ・賃借料 (情報通信機器)
- ・賃借料 (その他)
- ・減価償却費
- ・外注費
- ・広告宣伝費
- ・保険料
- ・水道光熱費
- ・通信費
- ・荷造運賃
- ・旅費・交通費
- ・車両費
- ・消耗品費

<産業別事項>

第2面
投入構造に関する統計の整備を目的とした調査事項

産業横断調査 C (上場企業等の最上位企業) 約5000企業

傘下事業所票 (都道府県別結果の精度向上)

⇒上記(A) (+B)に加え、企業の傘下事業所ごとの売上高等 (C) を企業本社から把握

- 1 事業所の名称及び電話番号
- 2 事業所の所在地
- 3 事業所の主な事業活動
- 4 事業所の従業者数
- 5 事業所の売上高
- 6 事業所の卸売販売額及び小売販売額※
- 7 新設事業所の開設時期

※卸売業、小売業のみ

第3面
地域別統計を作成する観点から把握する調査事項

企業調査支援事業 (PF) 対象 (※)

製造業事業所調査

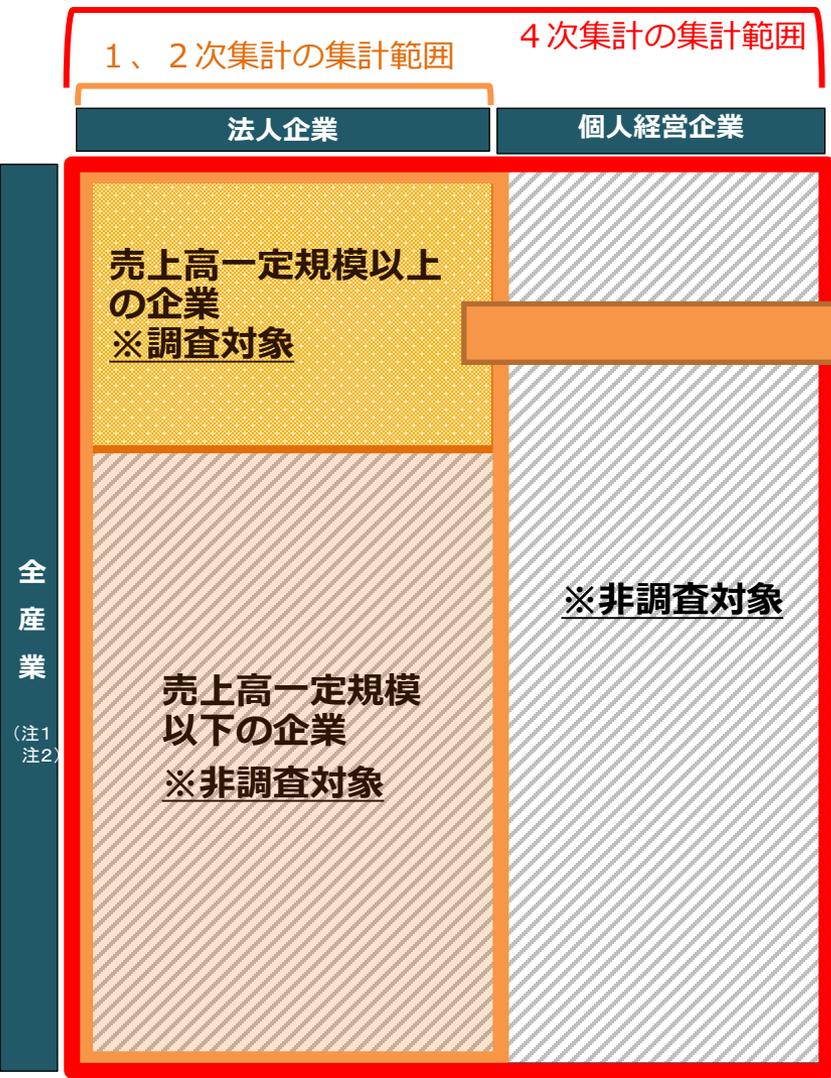
- ①事業所の名称及び所在地 ②経営組織 ③資本金額又は出資金額(会社に限る) ④従業者数 ⑤消費税の税込み・税抜き記入の別
⑥人件費及び人材派遣会社への支払額 ⑦原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額
⑧有形固定資産 ⑨製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
⑩製造品出荷額、在庫額等 ⑪品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額
⑫製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合 ⑬主要原材料名 ⑭工業用地及び工業用水 ⑮作業工程
※⑥の内訳、⑦の内訳、⑩のうち品目別製造品在庫額、⑧、⑨及び⑫については、従業者数30人以上の事業所のみが対象

下線：
調査票にプレプリントする事項

(※) 企業調査支援事業 (PF) : 統計調査において悉皆対象になりやすく報告負担が相対的に大きい約5,000の大企業に、企業ごとの専任担当者として統計センターの職員を配置し、専用の情報システム(政府統計オンラインサポートシステム)を通じた統計調査の回答支援等を実施

(参考) 経済構造実態調査 産業横断調査 (付加価値額等) の推計手法について (企業等)

出典: 総務省統計局HP(総務省政策統括官室にて一部加筆)



★ 非調査対象企業の推計手法

調査票Aの結果を基に調査対象の企業における過去値と今回値から、産業分類×地域別に伸び率*を算出
 当該伸び率を非調査対象の企業の過去値(基準年である経済センサスー活動調査の結果数値)に掛け合わせ、個票単位で推計値を作成
 なお、調査対象の企業であって、調査票が未回答となった企業においても同様の推計手法で補完

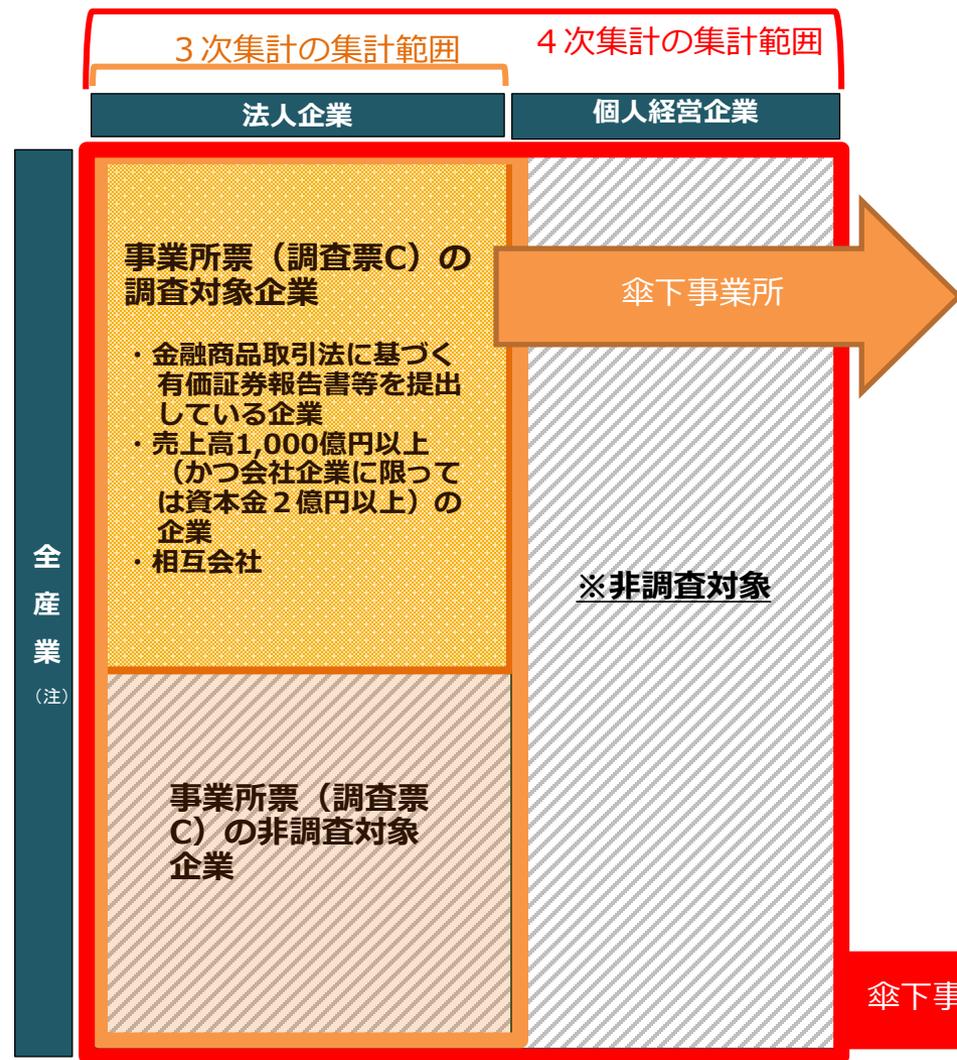
* 伸び率は「売上高伸び率 α_{ij} 」及び「費用総額伸び率 β_{ij} 」。ここで「 $i \in$ 産業分類」は3.5分類別までを指し、「 $j \in$ 地域」は都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づき指定される用途地域と人口集中地区の二つの要素を加味し設定した特定地域か否かの2通りを指す。
 なお、伸び率算出にあつて、個別企業の影響による極端な数値の算出を避けるため、以下の企業については伸び率算出対象外とする
 ア 個別の伸び率が2倍超又は1/2倍未満となる企業
 イ 分類内の売上占有率が5割超となる企業

★ 4次集計における個人経営企業の推計手法・集計方法

名簿作成時点の個人経営企業の売上高を個票単位でそのまま活用し、法人企業の売上高と合わせて全体を集計する。

注1: 以下の産業に属する企業を除く。
 ・「A 農業、林業」に属する個人経営企業
 ・「B 漁業」に属する個人経営企業
 ・「N 生活関連サービス業、娯楽業」のうち「792 家事サービス業」に属する企業
 ・「R サービス業(他に分類されないもの)」のうち「93 政治・経済・文化団体」、「94 宗教」及び「96 外国公務」に属する企業
 ・「S 公務(他に分類されるものを除く)」に属する企業

注2: 製造業の単独事業所企業については、上記スキームによらず、製造業事業所調査から別途データ移送を受けている。



★ 非調査対象企業の傘下事業所の推計手法

- **事業所の主業が企業の主業と関係性が強い場合※1**
調査票Aの結果を基に算出した「企業伸び率※2」を使用し、事業所の過去値 (基準年である経済センサスー活動調査の結果数値) に掛け合わせて、個票単位で推計値を作成
- **上記以外の場合**
「企業伸び率」に「産業別伸び率※3」を加味した伸び率※4を算出し、事業所の過去値 (基準年である経済センサスー活動調査の結果数値) に掛け合わせて、個票単位で推計値を作成

いずれの場合も、事業所票の調査対象企業の傘下事業所であって、調査票が未回答となった事業所においても同様の推計手法で補完

- ※1 「企業の主業別事業所売上高」の総和に対する「事業所の売上高」の構成割合が5%以上となる産業
- ※2 当該事業所を有する企業の売上 (収入) 金額の伸び率
- ※3 売上高上位8割に満たない企業の推計に用いた産業分類×地域別の伸び率について、傘下事業所の産業分類×企業が属する地域に対応する伸び率
- ※4 $\text{伸び率} = 0.5 \times \text{企業伸び率} + 0.5 \times \text{産業別伸び率}$

★ 4次集計における個人経営企業の傘下事業所の推計手法・集計方法

名簿作成時点の個人経営企業の傘下事業所の売上高を個票単位でそのまま活用し、法人企業の傘下事業所の売上高と合わせて全体を集計する。

注: 以下の産業に属する企業の傘下事業所を除く。

- ・「A 農業、林業」に属する個人経営企業
- ・「B 漁業」に属する個人経営企業
- ・「N 生活関連サービス業、娯楽業」のうち「792 家事サービス業」に属する企業
- ・「R サービス業 (他に分類されないもの)」のうち「93 政治・経済・文化団体」、「94 宗教」及び「96 外国公務」に属する企業
- ・「S 公務 (他に分類されるものを除く)」に属する企業

3 主な変更内容（1）

－ 報告者数、調査方法の変更 －

報告者数

- ◆ 最新の「事業所母集団データベース」を用いて報告者数を見直し

<令和4年調査>

【産業横断調査】

約27万企業

【製造業事業所調査】

約12万2千事業所



<令和9年調査>

【産業横断調査】

約28万企業

【製造業事業所調査】

約9万事業所

調査方法

- ◆ 本調査のオンライン回答率が8割を超えている現状を踏まえて、オンライン調査を中心とする記載に変更
- ※ 経済構造実態調査は、多くの報告者が継続して調査に回答するところ、オンラインによる回答を積極的に推進しており、オンライン回答を行っている報告者には紙の調査票は配布せず、紙の調査票で回答した企業のみ、同時配布方式で実施。
- ※ 令和9年調査においても、引き続き、オンライン回答が困難な報告者には紙の調査票を配布する配慮をしつつ、オンライン回答を推進。

<変更前>

〔調査方法の概要〕

調査は、総務省及び経済産業省が業務を委託した調査実施事業者が調査票を報告者に郵送し、回収することにより行う。

ただし、報告者が政府統計共同利用システム又は政府統計オンラインサポートシステムにより報告した場合は、当該システムから報告内容を入力する。



<変更案>

〔調査方法の概要〕

調査は、総務省及び経済産業省が業務を委託した調査実施事業者がオンライン回答に必要な情報を報告者に郵送し（報告者の要望等に応じて、調査票又は電子媒体も郵送する。）、オンラインによる回答又は調査票若しくは電子媒体を回収する方法により行う。

3 主な変更内容（2） - （参考）各調査票における変更内容 -

◆ 調査事項の変更内容を調査票ごとに整理すると、以下のとおり（詳細は次ページ以降に掲載）

産業横断調査票 （調査票A） （売上高上位80%企業）

- 「企業全体の事業活動、生産物の種類」の見直し
- 「減価償却費」の追加
- 「営業外費用における支払利息」の削除
- 「企業全体の商品売上原価」の対象範囲の見直し

我が国全体の付加価値構造を中心とした経済構造を把握するための調査事項

産業横断調査票 （調査票B） （売上高上位50%企業）

- 調査票Bの配布対象産業の見直し
- 「企業全体の売上金額に占める主業の割合」の追加
- 事業別費用の内訳の項目整理
 - ① 産業共通
「外注費（同業者向け、それ以外）」への分割、
「金融手数料」の追加
 - ② 卸売業、小売業
「販売手数料、販売奨励費（ECサイトによる販売・それ以外）」への分割、
「委託生産費（外注加工費）」の追加
 - ③ 情報サービス、インターネット付随サービス事業
「外注費（国内・国外別）」の統合

投入構造に関する統計の整備を目的とした調査事項

産業横断調査票 （調査票C） （上場企業等の最上位企業）

- 調査票Cの配布対象企業の選定条件の見直し
- 「本所等の別」の追加
- 事業所の「年間商品販売額」の削除

地域別統計を作成する観点から把握する調査事項

製造業事業所調査票

- 「主な事業の内容」の追加
- 財分野の「生産物分類」の導入

製造業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計の作成を目的として調査項目を設定

3 主な変更内容（3）

－ 調査事項の変更① －

産業横断調査票Aについて

- 産業横断調査票Aは、我が国全体の付加価値構造を中心とした経済構造を、毎年、安定的かつ早期に把握・公表するために調査事項を設定。配布対象は売上高上位80%の企業
- 中間年における経済構造統計の作成のため、調査票Aで得られた情報を基に、基準年である経済センサス-活動調査の結果を用いて本調査対象外企業を推計することで産業横断的な付加価値額等を推計

調査事項～産業横断調査票Aに関する変更～

- ◆ 経済センサス-活動調査を過去値として推計に使用していることから、令和8年活動調査と調査項目や調査品目が整合するよう、調査事項を変更
 - SNA、SUT推計等の利活用を踏まえて活動調査で調査品目が分割・統合されたことから、それに合わせて「企業全体の事業活動」で用いる事業活動、生産物の種類を変更
 - 活動調査で粗付加価値を表章していることを踏まえて、「減価償却費」を追加
 - 活動調査で「営業外費用における支払利息」に関する要望がなく、把握しないこととされたことを踏まえて、本調査でも調査事項から削除
- ◆ SNA年次推計上のニーズ及び報告者負担の軽減を踏まえた変更
 - 「企業全体の商品売上原価」については、「卸売業、小売業」を、主業、副業にかかわらず営んでいる企業を対象としていたところ、SNA年次推計では主業分のみ用いているため、報告者負担を考慮し、主業とする企業に限定

3 主な変更内容 (4)

- 調査事項の変更② -

産業横断調査票 B について

○産業横断調査票Bは、投入構造に関する統計の整備を目的として、企業全体の値ではなく、企業の主業（概ね産業大分類）における詳細な費用内訳を業種別に調査する設計としており、配布対象は売上高上位50%の企業（一部産業を除く）

調査事項～産業横断調査票Bに関する変更～

◆ SNA年次推計上のニーズ及び報告者負担の軽減を踏まえた変更

○「企業全体の売上金額に占める、（事業内容欄に記載されている）主業の割合」を追加

- ※ 現行では、主業の費用総額を把握しているが、これに対応する主業の売上高を把握しておらず、主業の付加価値率を算出できない状況
- ※ 本調査事項は集計の過程で主業の付加価値率に関する情報として用いるものであり、集計は行わない

○ 事業別費用の内訳の項目に関する変更

産業別共通項目

- 外注費（同業者向け・同業者向け以外）【分割】
 - ・同業者への再委託費用を把握するため
- 金融手数料【追加】
 - ・近年キャッシュレス化が進展しているため、加盟店手数料を含む「金融手数料」を追加

産業別費用項目

- (卸売業、小売業)
 - 販売手数料、販売奨励費（ECサイトによる販売・それ以外）【分割】
 - ・ECサイトに対する出店手数料等を把握するため
 - 委託生産費（外注加工費）【追加】
 - ・委託生産費（外注加工費）の把握のため
- (情報サービス、インターネット附随サービス事業)
 - 外注費（国内・国外別）【統合】
 - ・SNAの推計において、国内・国外を合算して用いていることから、報告者負担を考慮して国内・国外別を統合

主な費用項目	費用の額							円
	十	千	百	十	千	百	十	
① 給与総額								0,000
② 福利厚生費(退職金を含む)								0,000
③ 賃借料(土地・建物)								0,000
④ 賃借料(情報通信機器)								0,000
⑤ 賃借料(その他)								0,000
⑥ 減価償却費								0,000
⑦ 外注費(同業者向け)								0,000
⑧ 外注費(同業者向け以外)								0,000
⑨ 金融手数料								0,000
⑩ 広告宣伝費								0,000
⑪ 保険料								0,000
⑫ 水道光熱費								0,000
⑬ 通信費								0,000
⑭ 荷造運搬費								0,000
⑮ 旅費・交通費								0,000
⑯ 車両費								0,000
⑰ 消耗品費								0,000

分割

追加

産業共通費用項目

企業の産業に対応した項目をプレプリント

産業別費用項目

3 主な変更内容（5）

－ 調査事項③・調査対象の変更 －

調査対象～産業横断調査票Bに関する変更～

- 調査票Bは投入構造の推計に必要な事業区分別の費用内訳を把握することを目的としているため、他のデータが整備されている等の理由により、SNA年次推計において本調査を利用していない産業については、これまでも調査票Bの調査対象外としてきたところ（産業大分類A～E（※））。
（※）大分類E 製造業については、本調査の製造業事業所調査票を活用
- 今般、上記以外の右産業においても、他の統計データの整備状況やSNA年次推計における利活用状況、報告者負担の軽減等を考慮した結果、調査票Bの調査対象外とする。

（調査票Bの調査対象外とする産業）

- 中分類36水道業
- 大分類J 金融業、保険業
- 中分類71 学術・開発研究機関
- 中分類81 学校教育
- 小分類821 社会教育
- 小分類822 職業・教育支援施設
- 小分類829 他に分類されない教育、学習支援業
- 小分類851 社会保険事業団体
- 中分類87 協同組合（他に分類されないもの）

産業横断調査票Cについて

- 産業横断調査票Cは、地域別統計を作成する観点から場所的単位でもある事業所単位の売上高等の調査事項を設定。配布対象は結果精度に大きな影響力を持つ約5000企業

調査事項～産業横断調査票Cに関する変更～

- 「卸売業、小売業」を主な業務として営んでいる事業所に対して報告を求めていた「年間商品販売額」については、利活用状況が低調であり、別途把握している「売上高」が代替データとして活用が見込めることから、報告者負担を考慮し削除
- 事業所母集団データベースの的確な更新に資するため、本所等が移転した場合の新たな本所等事業所を選択するための欄として「本所等の別」を追加
 - ※ 報告者負担を考慮し、既存の本所事業所についてプレプリント
 - ※ 本調査事項は事業所母集団データベースに登録し、同データを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

3 主な変更内容（6）

－ 調査事項④・調査対象の変更 －

調査対象～産業横断調査票Cに関する変更～

- 経済的に影響がある企業をよりの確に把握するとともに、継続的に調査対象とするため、選定条件を以下のとおり変更するとともに、経済構造実態調査対象企業であって、選定条件に該当する企業のうち約5000企業を予め指定し、原則、5年間は対象を固定する。

※ 新設企業等で特に結果への影響が大きい企業を随時追加予定

【変更前】

- ①金融商品取引法に基づく有価証券報告書等を提出している企業
- ②売上高が**1000億円以上（かつ会社企業の場合は資本金が2億円以上）**の企業
- ③相互会社



【変更案】

- ①金融商品取引法に基づく有価証券報告書等を提出している企業
- ②売上高が**500億円以上**の企業
- ③相互会社

製造業事業所調査票について

- 製造業事業所調査票は、製造業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計の作成を目的として調査項目を設定。配布対象は「大分類E－製造業」に属する事業所のうち、各産業分類の売上高に占める上位90%の事業所

調査事項～製造業事業所調査票に関する変更～

- 令和8年経済センサス-活動調査を過去値として推計に使用していることから、同調査と調査項目や調査品目が整合するよう、「製造品出荷額、在庫額等」で用いる商品分類の種類を、旧工業統計調査の分類から生産物分類を基にした分類に変更
- 事業転換を行った際の産業分類情報を事業所母集団データベースに的確に反映できるよう、「主な事業の内容」を追加

3 主な変更内容（7）

- 調査の実施期間、集計事項・方法の変更 -

調査の実施期間

- ◆ これまでの調査の回収状況を踏まえ、6月末までの回答が難しい企業に配慮し、調査票の回収期限を6月下旬から7月中旬に延長

【変更前】

<調査の実施期間>
毎年5月中旬～**6月下旬**



【変更案】

<調査の実施期間>
毎年5月中旬～**7月中旬**

集計事項・方法

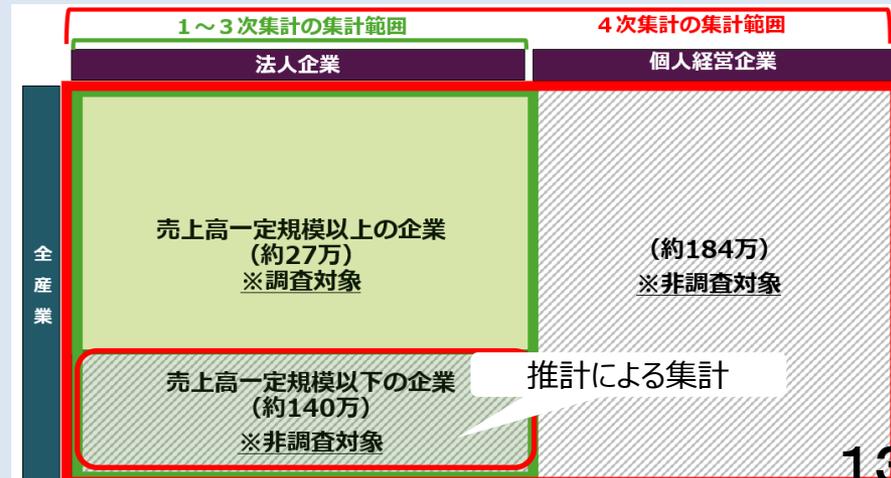
- ◆ 集計事項について、調査事項の見直しに伴い、以下のとおり変更

- ・ 「減価償却費」の追加に伴う粗付加価値額の表章追加
- ・ 「営業外費用における支払利息」の削除による統計表削除
- ・ 「企業全体の事業別売上高の割合」の追加に伴う主業に係る付加価値率の表章
- ・ その他、調査事項の変更に伴う表章項目の変更

- ◆ 本調査の対象となっていない推計層の企業・事業所（各産業売上高の下位2割、製造業事業所調査は下位1割）の推計に「事業所・企業照会」により把握した売上高のデータを活用

※ 総務省統計局では、統計法第27条に基づき、事業所母集団DBの整備のため、複数事業所企業（法人企業）に対して所在地、売上高等を確認している（事業所・企業照会）。

※ 売上高以外の経理項目については、当該企業の過去値における売上高と各項目の比率を、照会で把握した売上高に乗じて補完を行う。



4 前回答申の「今後の課題」及び公的統計基本計画への対応状況

(1) 前回答申（令和5年6月）における「今後の課題」への対応状況

「支払利息」について、令和4年調査結果の利活用状況や活動調査の調査事項の検討状況を踏まえつつ、集計方法等の見直しを行うこと。



対応

- 令和8年経済センサスー活動調査の検討において、各府省・地方公共団体等から「支払利息」の把握に関する要望がなかったため当該調査事項を把握しないこととされた。また、本調査においても、利活用ニーズが見られないことから、同様に把握しないこととする。

(2) 第IV期公的統計基本計画（令和5年3月28日閣議決定）への対応状況

これまでの経済構造実態調査やサービス産業・非営利団体等調査の実施状況等を踏まえつつ、これらの費用項目の整合性の向上について検討する。



対応

- 供給使用表（SUT）の精度向上、基準年推計と中間年推計のシームレス化の観点から、内閣府よりSNA年次推計に有用な項目に対する要望等を踏まえ、サービス産業・非営利団体等調査において把握している以下の項目を本調査においても把握し、整合性の向上を図ることとする。
 - ・ 事業別費用の内訳で、「外注費（同業者向け）」及び「金融手数料」
 - ・ 企業全体の事業別売上高の割合